

短時間労働者における賃金要件の撤廃および保険料調整制度について（お知らせ）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備および経過措置に関する政令等が公布され、令和8年10月1日から短時間労働者が健康保険・厚生年金保険（以下「被用者保険」という。）の適用対象となる要件の一つである賃金要件が、最低賃金の引き上げに伴い撤廃されます。

また、被用者保険の適用拡大により新たに被保険者資格を取得する短時間労働者が、新たな保険料負担の発生を回避するために就業調整を行うことがないよう短時間労働者の保険料負担を軽減する保険料調整制度も同日から開始されますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 短時間労働者における賃金要件の撤廃について

（1）短時間労働者の適用要件

- ① 所定内賃金が月額8.8万円以上（賃金要件） → 令和8年10月1日から撤廃
- ② 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ③ 従業員数51人以上の事業所で勤務
- ④ 学生ではない

（2）賃金要件の撤廃に伴う適用除外等の特例および特定減額特例対象者の任意加入制度の創設

適用事業所に使用される短時間労働者のうち、最低賃金法第7条の規定の適用を受ける労働者であって、所定内賃金が月額8.8万円未満であるもの（以下「特定減額特例対象者」という。）は、保険料負担が報酬に比して過大になることがあることから当面の間は適用除外とされますが、老後の保障や万が一の場合に備えたセーフティーネットを拡充する観点から被用者保険に加入することを望む場合は、申出により任意加入できる制度が創設されます。

（3）特定減額特例対象者の任意加入の手続き方法

被用者保険に加入することを望む特定減額特例対象者は、「特定減額特例対象者 被保険者資格取得/喪失申出書」を事業主にご提出いただき、事業主は当該申出書とともに「被保険者資格取得届」を日本年金機構および当組合にご提出ください。

2. 保険料調整制度（令和8年10月1日から開始）

（1）対象となる事業所

保険料調整制度の対象となる事業所は、以下のいずれかに該当する事業所です。

- ① 令和8年10月1日以後に任意特定適用事業所となった事業所
- ② 令和9年10月1日以後に新たに特定適用事業所となった事業所

対象時期	令和9年10月～	令和11年10月～	令和14年10月～	令和17年10月
規模要件	被保険者数 36人以上の事業所	被保険者数 21人以上の事業所	被保険者数 11人以上の事業所	被保険者数 10人以下の事業所

（2）対象となる被保険者

保険料調整制度の対象者となる被保険者は、保険料調整対象事業所に使用される被保険者のうち、以下の①～④までのいずれにも該当する被保険者ですが、育児休業等期間中・産前産後休業期間中により保険料が免除されている被保険者および2以上の適用事業所に勤務されている被保険者は対象外となります。

- ① 1 週間の所定労働時間または 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満
- ② 1 週間の所定労働時間が 2 0 時間以上
- ③ 学生ではない
- ④ 標準報酬月額が 1 2 万 6 千円以下

(3) 対象となる保険料

保険料調整制度の対象となる保険料は、保険料調整対象被保険者の標準報酬月額に係る健康保険料・厚生年金保険料で、標準賞与額に係る健康保険料・厚生年金保険料、介護保険料および子ども・子育て支援金は、保険料調整制度の対象外となります。

(4) 保険料軽減割合

標準報酬月額	被保険者：事業主（１・２年目）	被保険者：事業主（３年目）
～ ８ ８， ０ ０ ０ 円	２ ５： ７ ５	３ ７． ５： ６ ２． ５
９ ８， ０ ０ ０ 円	３ ０： ７ ０	４ ０： ６ ０
１ ０ ４， ０ ０ ０ 円	３ ６： ６ ４	４ ３： ５ ７
１ １ ０， ０ ０ ０ 円	４ １： ５ ９	４ ５． ５： ５ ４． ５
１ １ ８， ０ ０ ０ 円	４ ５： ５ ５	４ ７． ５： ５ ２： ５
１ ２ ６， ０ ０ ０ 円	４ ８： ５ ２	４ ９： ５ １

(5) 手続き方法

保険料調整制度をご利用されるためには、以下の①・②に定める日から起算して2年を経過した日が属する月の前月までの間に、「保険料調整開始申出書」を日本年金機構および当組合にご提出ください。なお、保険料調整制度の対象期間は、当該申出書を受理した日の属する月から通算して36月とし、事業所ごとに通算します。

- ①令和８年１０月１日以後に任意特定適用事業所となった事業所
⇒任意特定適用事業所となった日
- ②令和９年１０月以後の被用者保険の短時間労働者に対する適用拡大により、特定適用事業所となった被保険者数５０人以下の事業所
⇒特定適用事業所となった日

(6) 保険料調整額の還付

保険料調整額は、当該月の４月後までに健康保険料額・厚生年金保険料額に充当することで事業主に還付いたします（充当した際は事業主宛「保険料調整通知書」をお送りいたします）。ただし、保険料調整制度の対象となる健康保険料・厚生年金保険料を滞納し、督促状により指定する期限までに納付されなかった場合は、還付することができませんのでご留意ください。

＜お問い合わせ先＞ 大阪薬業健康保険組合 適用課 TEL 06-6941-5004
神戸支部 TEL 078-221-6100
京都支部 TEL 075-801-2905